

議会運営委員会

令和4年1月20日
委員会室

1 開 会

2 協議事項

- (1) オンライン予算公聴会（仮称）について
- (2) 市議会書式の押印廃止について
- (3) オンライン会議関係例規の改正について
- (4) その他

3 その他

西脇市議会書式 押印廃止一覧（案）

名 称	分類（考え方）	押 印
欠席届	②	廃止
発言通告書（質疑・一般質問）	②	廃止
発言通告書（討論）	②	廃止
発言通告書（その他質疑）	②	廃止
定期監査結果報告書・決算審査意見書に対する質疑通告書	②	廃止
西脇市議会広報用写真・画像（データ）使用申請書	②	廃止
委員派遣承認要求書	②	廃止
議員派遣申出書	②	廃止
旅行届	②	廃止
【参考】押印廃止済みのもの		
会派結成（異動・変更）届	②	廃止済
所信表明届出書	②	廃止済
所信表明辞退届	②	廃止済
通称名等使用届	②	廃止済
通称名等中止届	②	廃止済
【参考】押印を存置するもの		
政務活動費交付申請書	他の補助金との整合性に配慮し、執行機関が他の補助金に関する押印の要否を検討する際に協議	存置
政務活動費変更交付申請書		存置
会派解散届		存置
政務活動費交付請求書		存置
政務活動費収支報告書		存置
辞職願／辞任願（任意様式）		③

◆署名又は記名押印の必要性に関する基本的な考え方（全国市議会議長会）

①当該市の議会、執行機関以外の外部に対するもの

→外部に対する文書内容の真正性を担保するため、原則として署名又は記名押印を要する。

②当該市の議会、執行機関内部に対するもの

→当該自治体内部における手続であることから、文書内容の真正性は担保されていると考え、原則として署名又は押印は不要とする。ただし、相手に法的な義務を課したり、権限行使を求めるもの及び相手方から要請があると思われるものについては、一部を除きこの限りでない。

③身分、就任、退任、選挙に関するもの

→当該自治体内部における手続であるが、個人の権利義務の基礎となる手続であり、文書内の真正性が要求されるものと考えられることから、署名又は記名押印を要する。

オンライン会議関係例規説明（概要）

1 現状の事務局案

2 委員会条例関係

(1) 第14条の2（開会方法の特例）

オンライン会議の根拠となる条項を新設

ア 開催根拠及び留意事項

適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、オンラインを活用した会議を開くことができること、また、議事の公開の要請への配慮、委員等の本人確認及び自由な意思表示の確保等に十分留意するものとするを規定

イ オンライン会議を開くことができる場合

重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により委員会の開会場所への参集が困難と判断される実情がある場合、育児、介護等のやむを得ない事由により委員会の開会場所への参集が困難な委員からオンラインを活用した委員会の開会の求めがある場合の2つのパターンを規定

※「育児、介護等のやむを得ない事由」とは、会議規則第2条第1項に掲げる「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」を想定→出産による欠席期間中のオンライン会議への参加は、現在のところ想定していない。

ウ 委員長の許可等

オンラインにより会議への出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可が必要。また、オンライン会議に出席した委員は、定足数・表決・委員会記録上の出席委員とみなす。

(2) 第19条（秘密会）

オンライン会議は、秘密会とすることができない。

☞秘密会として必要な環境が確保されているかどうか確認自体が困難

(3) 第22条（秩序維持に関する措置）

秩序維持のための退場に加え、オンラインの場合の「接続解除」を規定

3 会議規則関係

オンライン会議に関する直接的な規定の整備のほか本会議に関する規定の準用規定の見直しなどを行う。

(1) 第90条の2（定数に関する措置）

これまでは第91条で準用

⇒「延会」→「散会」の読替えと次条で引用が必要となり独立して整備

(2) 第90条の3（オンラインを活用した会議）

委員会条例で設けたオンライン会議の規定を引用したうえで、オンライン会議に出席した委員は、前条第1項（定足数に関する措置）、第92条（一括議題）、第94条（先決動議の表決順序）、第101条第1項（少数意見の留保）及び第108条第2項（発言時間の制限）の出席委員とすることを規定

(3) **第91条（総則既定の準用）**

第90条の2（定足数に関する措置）を整備

→準用規定から第11条（定足数に関する措置）を削除

(4) **第107条（委員外議員の発言）**

オンライン会議においても、委員外議員及び紹介議員に出席を求めることができることを規定

(5) **第107条の2（委員長の発言）**

これまでは第109条で準用

⇒オンライン会議に関し、読み替えが必要となり独立して整備

(6) **第109条（発言規定の準用）**

第107条の2（委員長の発言）を整備

→準用規定から第53条（議長の発言討論）を削除

(7) **第109条の2（不在議員）**

これまでは第114条で準用

⇒オンライン会議に関し規定の追加が必要であることから独立して整備

(8) **第114条（表決規定の準用）**

第109条の2（不在議員）を整備

→準用規定から第67条（不在議員）を削除

(9) **第115条（読替規定）**

第53条の準用取りやめに伴い読替が不要

※以下読み替え対象の欄は、それぞれの準用条項を参考までに掲載

(10) **第128条（携行品）**

録音機器の持ち込み制限を削り、傍聴人については、傍聴規則で定めがあるので適用を除外

改正前	改正後	備考
<p>(新設)</p> <p>●会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、<u>その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(秘密会) 第19条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。 2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、<u>討論を用いないで委員会に諮って決める。</u></p> <p>(秩序保持に関する措置) 第22条 委員会において、地方自治法(昭和22年法律第67号)、西脇市議会会議規則(平成17年西脇市議会規則第1号。以下「会議規則」という。)又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。 2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は<u>退場させる</u>ことができる。 3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。</p>	<p>(開会方法の特例) 第14条の2 <u>委員長は、次に掲げる場合において、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンライン」という。)を活用した会議を開くことができる。この場合において、議事の公開の要請への配慮、委員等の本人確認及び自由な意思表示の確保等に十分留意するものとする。</u> (1) <u>重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により委員会の開会場所への参集が困難と判断される実情がある場合</u> (2) <u>育児、介護等のやむを得ない事由により委員会の開会場所への参集が困難な委員からオンラインを活用した委員会の開会の求めがある場合</u> 2 <u>前項の場合において、委員は、オンラインにより会議への出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u> 3 <u>前項の規定により委員長の許可を得て会議に出席した委員は、次条、第16条第1項及び第30条第1項の出席委員とする。</u></p> <p>(秘密会) 第19条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。<u>ただし、オンラインを活用した会議は、秘密会とすることができない。</u> 2 (略)</p> <p>(秩序保持に関する措置) 第22条 (略) 2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させ、若しくは<u>オンラインへの接続を解除する</u>ことができる。 3 (略)</p>	<p>○第1項第2号の「育児、介護等のやむを得ない事由」とは、会議規則第2条第1項に掲げる「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」とする。 <u>※会議規則第2条第2項の出産休暇について、労基法では、出産予定日の前については申請により、産後休暇は6週間までは就業禁止となっており、それ以降は医師の診断により出勤可</u></p> <p>○第3項の「次条、第16条第1項及び第30条第1項」は、 (定足数) 第15条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、第17条(委員長及び委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。 (表決) 第16条 委員会の議事は、<u>出席委員の過半数</u>で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。 第5章 記録 第30条 委員長は、職員をして会議の概要、<u>出席委員の氏名等</u>必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。 2・3 (略)</p> <p>○総務省Q&A 第三者が容易に委員会の様子を閲覧しうる環境の下で秘密会を開催することは適当ではないと考えるが、いずれにしても、オンラインによる方法を活用して秘密会を開催することを認めるかどうかについては、秘密会の開催に必要な環境が確保されているかなどの観点から、各団体において適切に判断されるべきものと考えている。</p>

○西脇市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、議員の職責及び議会への住民の信頼の確保に鑑み、西脇市議会議員（以下「議員」という。）が、議員の職責及び議会への住民の信頼に反した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、西脇市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年西脇市条例第44号）の特例を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市議会の会議等 西脇市議会定例会、臨時会の本会議及び西脇市議会委員会条例（平成17年西脇市条例第187号）に基づき設置された委員会並びに西脇市議会会議規則（平成17年西脇市議会規則第1号）に規定する協議又は調整を行うための場をいう。
- (2) 公務上の災害等 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年西脇市条例第40号）に基づき認定された公務上の災害等をいう。

(議員報酬の減額)

第3条 議員が自己都合、疾病等により、議員活動を引き続き長期間休止したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬に、市議会の会議等を欠席した日から、市議会の会議等に出席した日の前日までの期間（以下「議員活動ができない期間」という。）に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

議員活動ができない期間	割合
90日を超え180日以下であるとき	100分の80
180日を超え365日以下であるとき	100分の70
365日を超えるとき	100分の50

2 前項の規定は、議員活動ができない期間が90日を経過する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下これらを「減額月」という。）から、議員活動ができない期間に相当する期間、減額月の議員報酬月額を基礎として適用する。この場合において、議員資格を失う等減額月に受けるべき議員報酬がないときは、前項の規定は、適用しない。

3 前2項の規定により議員報酬を減額して支給する場合、減額月の初日から末日まで減額して支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その減額月の現日数を基礎として日割によって計算する。

(期末手当の減額)

第4条 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）のそれぞれ前6月以内の期間において、議員報酬の支給を減額された月があるときの期末手当の額は、その職に応じた期末手当に、議員活動ができない期間に応じて、第3条第1項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

2 基準日の前6月以内の期間において、議員報酬の減額割合が異なる場合は、高い方の減額割合を適用する。

(適用除外)

第5条 次に掲げる事由により議員活動を引き続き長期間休止したときは、第3条及び前条の規定は適用しない。

- (1) 公務上の災害等
- (2) 出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間における母体の保護
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）により就業制限を受けた場合
- (4) その他議長が認める場合

(日割計算)

第11条 第3条第3項及び第6条第1項の日割とは、当該月に支給すべき議員報酬額を、その月の日数で除した額とする。

R 3 会議規則改正（オンライン関係） 検証

改正前	改正後	備考
<p>(新設)</p>	<p>(定足数に関する措置)</p> <p>第90条の2 <u>開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は、散会を宣告することができる。</u></p> <p>2 <u>会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は、委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。</u></p> <p>3 <u>会議中定足数を欠くに至ったときは、委員長は、休憩又は散会を宣告する。</u></p>	<p>○本会議とでは「散会」と「延会」の差異があり、第91条の準用規定から独立させ新規に規定した。</p> <p>(定足数に関する措置)</p> <p>第11条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、<u>延会</u>を宣告することができる。</p> <p>2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。</p> <p>3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は<u>延会</u>を宣告する。</p>
<p>(新設)</p> <p>●委員会条例 (開会方法の特例)</p> <p>第14条の2 委員長は、次に掲げる場合において、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した会議を開くことができる。この場合において、議事の公開の要請への配慮、委員等の本人確認及び自由な意思表示の確保等に十分留意するものとする。</p> <p>(1) 重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により委員会の開会場所への参集が困難と判断される実情がある場合</p> <p>(2) 育児、介護等のやむを得ない事由により委員会の開会場所への参集が困難な委員からオンラインを活用した委員会の開会の求めがある場合</p> <p>2 前項の場合において、委員は、オンラインにより会議への出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</p> <p>3 前項の規定により委員長の許可を得て会議に出席した委員は、次条、第16条第1項及び第30条第1項の出席委員とする。</p>	<p>(オンラインを活用した会議)</p> <p>第90条の3 <u>西脇市議会委員会条例（平成17年西脇市条例第 187号）</u></p> <p>第14条の2 第2項の規定により委員長の許可を得て、同条第1項に規定するオンライン（以下「オンライン」という。）により会議に出席した委員は、<u>前条第1項、第92条（一括議題）、第94条（先決動議の表決順序）、第 101条（少数意見の留保）第1項及び第 108条（発言時間の制限）第2項の出席委員とする。</u></p>	<p>○第92条、第94条、第 101条、第 108条</p> <p>(一括議題)</p> <p>第92条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、<u>出席委員</u>から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>(先決動議の表決順序)</p> <p>第94条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、<u>出席委員</u>から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>(少数意見の留保)</p> <p>第 101条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で、他に<u>出席委員</u>1人以上の賛成があるものは、少数意見として留保することができる。</p> <p>2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。</p> <p>(発言時間の制限)</p> <p>第 108条 委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。</p> <p>2 委員長の定めた時間の制限について、<u>出席委員</u>から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。</p>
<p>(総則規定の準用)</p> <p>第91条 委員会の開催については、第2条（欠席の届出）、<u>第10条（会議の開閉）及び第11条（定足数に関する措置）</u>の規定を準用する。</p> <p>(委員外議員の発言)</p> <p>第 107条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、<u>その出席</u>を求めて説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その</p>	<p>(総則規定の準用)</p> <p>第91条 委員会の開催については、第2条（欠席の届出）<u>及び第10条（会議の開閉）</u>の規定を準用する。</p> <p>(委員外議員の発言)</p> <p>第 107条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、<u>会議（オンラインによる会議を含む。第 118条第1項において同じ。）への出席</u>を求めて説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>○第90条の2新設に伴い、第11条（定足数に関する措置）を準用規定から削除</p> <p>○第 118条</p> <p>(紹介議員の委員会出席)</p> <p>第 118条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。</p> <p>2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。</p>

許否を決める。

(新設)

(発言規定の準用)

第 109条 発言については、第49条（発言の許可等）、第53条（議長
の発言討論）、第54条（発言内容の制限）第1項及び第2項、第57
条（議事進行に関する発言）、第58条（発言の継続）、第59条（質
疑又は討論の終結）、第60条（選挙及び表決時の発言制限）、第64
条（発言の取消し又は訂正）及び第65条（答弁書の配布）の規定を
準用する。

(新設)

(表決規定の準用)

第 114条 表決については、第66条（表決問題の宣告）、第67条（不
在議員）、第68条（条件の禁止）、第71条（記名投票）、第72条
（無記名投票）、第73条（選挙規定の準用）及び第74条（表決の訂
正）の規定を準用する。

(読替規定)

第 115条 第91条、第 104条、第 105条、第 109条及び前条において
準用する規定中「議会」とあるのは「委員会」と、「議長」とある
のは「委員長」と、「議員」とあるのは「委員」と、「議場」とあ
るのは「会議室」と、「議長席」とあるのは「委員長席」と、「議
席」とあるのは「委員席」と読み替えるものとする。

読み替え対象

- 第91条準用条項 第2条（欠席の届出）、第10条（会議の開閉）
- 第104条準用条項 第18条（事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）

(委員長の発言)

第 107条の2 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員
席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければなら
ない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは
、委員長席に復することができない。

2 前項の規定にかかわらず、委員長がオンラインにより会議に出席
した場合における同項の規定の適用については、同項中「委員席に
着き」とあるのは「委員として」と、「委員長席に復さなければなら
ない」とあるのは「委員長として議事進行を行わなければならな
い」と、「委員長席に復することができない」とあるのは「委員長
として議事進行を行うことができない」とする。

(発言規定の準用)

第 109条 発言については、第49条（発言の許可等）、第54条（発言
内容の制限）第1項及び第2項、第57条（議事進行に関する発言）、
第58条（発言の継続）、第59条（質疑又は討論の終結）、第60条
（選挙及び表決時の発言制限）、第64条（発言の取消し又は訂正）
及び第65条（答弁書の配布）の規定を準用する。

(不在委員)

第 109条の2 表決の際、会議室にいない委員は、表決に加わるこ
とができない。委員がオンラインにより会議に出席する場合において、
表決宣告の際に現にオンラインにより会議に出席していないと認め
られるときも、同様とする。

(表決規定の準用)

第 114条 表決については、第66条（表決問題の宣告）、第68条（条
件の禁止）、第71条（記名投票）、第72条（無記名投票）、第73条
（選挙規定の準用）及び第74条（表決の訂正）の規定を準用する。

(読替規定)

第 115条 第91条、第 104条、第 105条、第 109条及び前条において
準用する規定中「議会」とあるのは「委員会」と、「議長」とある
のは「委員長」と、「議員」とあるのは「委員」と、「議場」とあ
るのは「会議室」と、「議席」とあるのは「委員席」と読み替える
ものとする。

読み替え対象

- 第109条準用条項 第49条（発言の許可等）、第54条（発言内容の
制限）第1項及び第2項、第57条（議事進行に関する発言）、第58

○オンラインの読み替えが必要となったことから、第 109条の準用規
定から独立させ新規に規定した。

(議長の発言討論)

第53条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、
発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をし
たときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができ
ない。

○第 107条の2 新設に伴い、第53条（議長の発言討論）を準用規定か
ら削除

○オンラインに係る規定の追加が必要となったことから、第 114条の
準用規定から独立させ新規に規定した。

(不在議員)

第67条 表決の際、議場にいない議員は、表決に加わることはできない。

○第 109条の2 新設に伴い、第63条（不在議員）を準用規定から削除

○第53条の準用取りやめにより「議長席」の読み替え不要
○読み替え対象の条項は、次ページにおいて展開

読み替え対象

- 前条の準用条項 第66条（表決問題の宣告）、第68条（条件の禁
止）、第71条（記名投票）、第72条（無記名投票）、第73条（選挙

中動議の撤回、第33条（議題の宣告）、第35条（議案等の朗読）、第42条（議決事件の字句及び数字等の整理）及び第46条（議事の継続）

○第 105条準用条項 第47条（指定者以外の者の退場）及び第48条（秘密の保持）

（欠席の届出）

第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

（会議の開閉）

第10条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

（事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）

第18条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

（議題の宣告）

第33条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

（議案等の朗読）

第35条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員に朗読させる。

（議決事件の字句及び数字等の整理）

第42条 議会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを議長に委任することができる。

（議事の継続）

第46条 延会、中止又は休憩のため、事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

（指定者以外の者の退場）

第47条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

（秘密の保持）

第48条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

（携帯品）

第 128条 議場又は委員会の会議室に入る者は、録音機器、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。

条（発言の継続）、第59条（質疑又は討論の終結）、第60条（選挙及び表決時の発言制限）、第64条（発言の取消し又は訂正）及び第65条（答弁書の配布）

（発言の許可等）

第49条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 議長は、議席で発言しようとする議員を登壇させることができる。

（発言内容の制限）

第54条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

（議事進行に関する発言）

第57条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係あるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

（発言の継続）

第58条 延会、中止又は休憩のため、発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

（質疑又は討論の終結）

第59条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

（選挙及び表決時の発言制限）

第60条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。

ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

（発言の取消し又は訂正）

第64条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

（答弁書の配布）

第65条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

（携帯品）

第 128条 議場又は委員会の会議室に入る者（傍聴人を除く。）は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。

規定の準用）及び第74条（表決の訂正）

（表決問題の宣告）

第66条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

（条件の禁止）

第68条 表決には、条件を付けることができない。

（記名投票）

第71条 記名投票を行う場合には、議席番号を明記した所定の投票用紙に、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と記載し、投票箱に投入しなければならない。

（無記名投票）

第72条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

（表決の訂正）

第74条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。